

廣瀬川

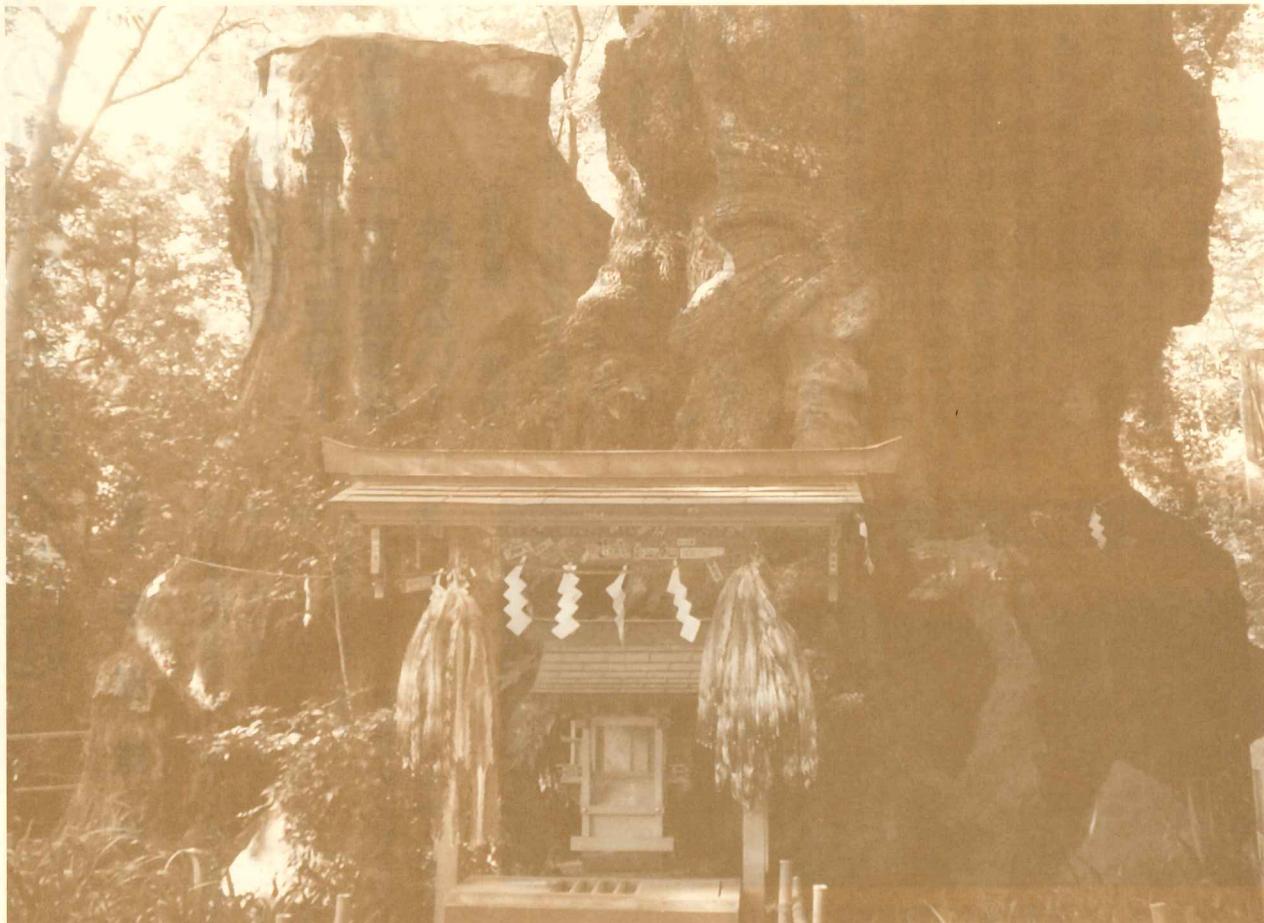
仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

〒980-0803
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
肴町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)
FAX (022) 227-2294
<http://www.s-chuho.com/>



來宮神社
大楠

撮影
加畠
和善

今年の夏は寒い日が多かった。気候のことではあるが、世界がおかしくなっていることを象徴するようにも思われる▼世間に「反知性主義」ともいうべきものがはびこっているように思われる。閣僚の妄言にもみられるが、まともにものを考えたことがないのでは……という気さえしてくる。「知性」の復権が必要だろう▼昔から「本を読め」とはよく言われている。やはり、ベースのはつきりではないネット情報やSNSばかり。読み継がれてきた小説作品に限らず、社会科学や哲学、ノンフィクションなど古典を読むことが大切なのでは▼戦後のノンフィクションには、水俣病を描いた石牟礼道子『苦海淨土』、トヨタ季節工についての鎌田慧『自動車絶望工場』、漁村の公害反対運動を語る松下竜一『風成の女たち』など古典といえるものもある。戦後の我が国のいくつかの断面を振り返ることは大切だ▼「羹に懲りて膾を吹く」とは、過剰反応を笑うような表現だが、こと日本においては、今もなお「膾を吹く」ことは、とても大切だと思う。七〇数年前の愚劣さ、敗戦後もなお続く悲惨さを繰り返してはならないのだから。

か
じ
か

放射性廃棄物の処理等を巡る問題

弁護士 宇部 雄介

最終処分場計画の 棚上げを勝ち取る！

(宮城県・加美町)

ごみ処理施設の 固定化に反対！ 覚書の一方的破棄は 許さない！

(岩手県・一関市)

けて態度決定をしたものと思われますが、市が裏付けのあるビジョンを示しているかどうかについては、大いに疑問があります。

そもそも、一関地方衛生組合が平成二年一二月二七日狐禅寺地区生

活環境対策協議会と締結した覚書においては、狐禅寺地区に新たにごみ焼却施設を建設しないことが合意しているとのことです。その経過は、次のとおりです。

地域では、当時までで三五年間も施設が存在することに我慢を重ねており、ごみ処理施設の改築に対しても、「施設固定化には同意出来ない」我慢も限界、他地に移してほしい」との意見が多数でした。この点について協議を重ねた結果、平成一年八月ころには、新たなごみ処理施設は狐禅寺地区を除いて選定する方向となりました。そうして平成一二年一二月二七日、一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会とが、協定書と覚書を市役所で締結するに至ったのです。

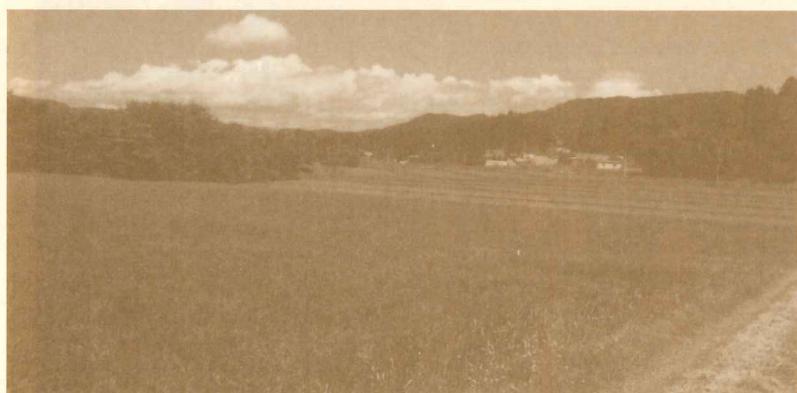
今般の一関市の対応について、本年七月三一日の河北新報朝刊では、一方的に覚書を破棄し、新たな合意形成を住民に丸投げする行政は、責任放棄のそしりを免れ得ないと厳しい指摘がなされています。

廃棄物の焼却・処分施設建設の問題は、地域に大きな負担を強いるもので、一関市狐禅寺地区の問題については、これ以上、地域住民に負担を強いるべきではありません。私たちは、建設反対の声に耳を傾け、その力になりたいと考えています。

放射性物質汚染廃棄物の処理問題は、原発廃炉をめぐって、さらに大きな課題となります。

放射性物質汚染廃棄物の最終処分も試験焼却が始まることになりましたが、それでよいのでしょうか。市町村長会議で合意され、今秋に

は五月二十四日、同市狐禅寺の一関清掃センターで、同地区生活環境対策協議会の新幹事と協議しました(二〇一七年五月二十五日・岩手日報)。勝部市長は、原発事故に伴う農林業系放射性汚染廃棄物の仮設焼却施設と最終処分場は同地区以外での建設を検討する意向を説明したよう



狐禅寺地区 焼却場建設予定地付近

共謀罪とどうたたかうか

弁護士 阿部潔

法律の内容についても問題はたくさんあります。

まず、何よりも、犯罪の成立要件が曖昧になることです。刑法規(刑法)は、「何が犯罪になるのか」を明らかにすることにより、かつ、原則として犯罪が行われなければ処罰されないとすることによって、市民に「どこまでのことを行ってよいか」を示しています(これを「刑法の自由保障機能」といいます)。しかし、共謀罪は、二七七の対象犯罪について、「共謀」すなわち複数者の意思の合致と、「準備行為」に

依れば处罚ができるとするもの、言い換えれば、実際には犯罪行為が実行にいたらなくとも处罚ができるとするものであり、犯罪と、そうでないものとの境界を曖昧にしてしまっています。そのため、市民は、犯罪になるか不明な行動を自粛せざるを

改定してしまいました。「中間報告」制度を利用して、法務委員会での採決を省略してなされた参議院における採決は、「特に緊急を要する場合」におけるものではありませんから、国会法五十六条の三の手続に反するものです。

2

法律の内容についても問題はたくさんあります。

まず、何よりも、犯罪の成立要件が曖昧になることです。刑法規(刑法)は、「何が犯罪になるのか」を

明らかにすることにより、かつ、原則として犯罪が行われなければ処罰されないとすることによって、市民に「どこまでのことを行ってよいか」を示しています(これを「刑法の自由保障機能」といいます)。しかし、共謀罪は、二七七の対象犯罪について、「共謀」すなわち複数者の意思の合致と、「準備行為」に

この六月一五日、いわゆる「共謀罪」法案(組織犯罪処罰法)の改正案が参議院本会議で可決され、

えず、私たちの自由な活動が妨げられます。

3 捜査の仕方も変わってきます。共謀罪は、実行行為が行われていない時点で犯罪が成立すると

いうものですから、外部から見て、犯罪が成立したかどうか明らかにならないません。そのため、捜査機関は、通信傍受等の捜査を積極的に行うことになります。そのため、

私たちは会話や話し合いを差し控えることになります。そのようにして、表現の自由・プライバシー等の侵害が行われるおそれが極めて大きいと思われます。

たとえば、基地建設に反対する市民団体が座り込みを相談し、下見をしただけで「組織的威力業務妨害の共謀罪」とされかねませんし、労働組合が、「要求貫徹」のために「深夜団交」を検討したら、組織的強要とか組織的監禁の共謀罪などとされかねないのです。

4 政府は、市民の安全を守るために特別報告者ジヨセフ・カナタ

ツチ氏が指摘した表現の自由・プライバシー権侵害のおそれが極めて大きいものであることを改めて認識し、共謀罪法を廃止するための取り組みを強めていく必要があります。

5 まして、共謀罪法は、政府が述べているような、国連越境組織犯罪防止条約批准のために必要なものではありません。共謀罪の定めがなくとも同条約を批准している国はありますし、そのような国を日本ではありません。政府が非難したことはありません。

さらには、「テロリズム集団」は、組織的犯罪集団の例示としてあげられているのみで、犯罪主体がテロ組織・暴力団等に限定されているものではありません。「テロ対策」という政府の主張は、まやかしなのです。

6



私たちには、共謀罪法が、国連の特別報告者ジヨセフ・カナタツチ氏が指摘した表現の自由・プライバシー権侵害のおそれが極めて大きいものであることを改めて認識し、共謀罪法を廃止するための取り組みを強めていく必要があります。

ます。

流された、在朝日本人女性の帰国を希望する記者会見の放映に私は驚いた。日韓併合条約により、朝鮮は日本の植民地にされ、朝鮮戸籍令に登録されることになった朝鮮民族の妻として日本戸籍から移された人々は、サンフランシスコ平和条約の

日本中間の平和友好条約も民間交流のレールが導いた成果であつたことも考へて、民間交流の努力も積み重ねながら、政府には国交正常化の直接外交を求めるべきだ。

北朝鮮問題を考える 視点について



弁護士
青木 正芳

結果、二重国籍扱いが想定されることになった。

ひとこと



消えゆく森の番人



弁護士
高橋 治

井田教授は、その結びの章で「靈長類がこの地球上で存在しつづけることが人間にとつて重要であるということを忘れてはならない。」と語つて

失による漏泄も罰する。
4 特定秘密保護法
二〇一三年(平成二十五年)
二月六日成立

閉地境戒厳では地方行政事務及び司法事務の全部が軍司令官の指揮下に入ることである。

成敗令

1

6 緊急事態条項

6 緊急事態条項
開地境戒厳では地方行政事務及び司法事務の全部が軍司令官の指揮下に入ることになる。

一四年成立、昭和三年勅令で改正、昭和一六年全面改正

治安維持法、軍機
護法、戒嚴令、並
罪、特定秘密保護
緊急事態條項



弁護士
小関 達

行のためにする行為を処罰する。

**2 共謀罪 二〇一七年
〔平成二九年〕六月成立**

団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものに犯す目的で、その予備をした者をも処罰する。

3 軍機保護法 昭和

偶然の輸贏により秘密を探知または収集した者がこれを他人に漏泄、過

五輪と国威発揚



弁護士
阿部 潔

本代表が活躍することを素直に喜び、応援することを自然なことと考えています。しかし、ベルリンオリンピックに象徴されるように、「国威発揚」に利用され

る危険は非常に大きいもので（安倍公房は「五輪は肉体を利用した国威発揚」と喝破しています）。

自転車日和



弁護士
野呂 圭

休日にロードバイクで走っています。藏王ヒルクライム大会やツールド三陸（三月）に参戻

死刑と日本の文化



弁護士
守屋 克彦

二〇一〇年から、死刑が現実となる事件に直面しています。

個人の存在を軽視した教育がなされた影響が、根強く残っていることがあります。自分の生存に価値を見ない意識は、なおのこと、他人を「尊厳」の対象と捉える意識に結びつきません。

希望



弁護士
宇部 雄介

報問題等、政府の政策決定のあり方について問われる事態が相次いでいます。そもそも、政策決定にあたつて作成される行政文書は全て開示されなければならないものであり、行政の透明性こそが政策決定の公平性を担保するものといえるでしょう。

行政の透明性について思うこと



弁護士
原田 審

「はじめの問題にしても、「人間の尊厳」を不可侵のもとのと考えることについてのこの国の文化の浅さに

年金裁判の取り組み



弁護士
辻谷 早考

二〇名の原告を代理して、二〇一五年五月二九日、年金の引き下げが、生存権を保障する憲法第五条、財産権を保障する憲法二九条、幸福追求権を保障する憲法一三条を違反するとして、仙台地方法院裁判所に国を訴えました（年金裁判）。

事務局より一言

当事務所のアピールポイントの一つは、相談か

事件は判決等の裁判書さをもらえば終わりではあります。その後、強制執行、各種名義変更、行政への届出などが必要になります。アリスちゃん、二つ

この年金裁判は、全国的な広がりを見せ、二〇一七年八月一八日現在において、三九都道府県の裁判所で訴え提起され、その原告数は四八一〇名に上つております。

「茶のしづく石鹼」を使用したことによって健康被害を受けた消費者四名が、同石鹼の製造・販売業者三社（株式会社悠香、株式会社フェニックス及び株式会社片山化学工業研究所）に対し、製造物責任法に基づく損害賠償の支払を求めて仙台地方裁判所に提訴した事件が、二〇一七年六月一日に、悠香及びフェニックスと和解成立、片山化学工業研究所に対しては訴え取下げにより終了しました。

被害者らは、茶のしづく石鹼の使用により小麦アレルギーに罹患し、尋麻疹、痒み、腫れ等の症状を発し、重篤な場合にはアナフィラキシーショック（尋麻疹等が全身に急激に出現し、意識レベルが低下）を引き起こすという被害を受けました。訴訟は、二〇一二年四月二〇日に第一次提訴をして以降、三四回の期日を重ねました。主な争点は、①悠香が「製造業者」にあたるか、②小麦アレルギーの機序（小麦アレルギーが茶のしづく石鹼の「欠陥」性、③茶のしづく石鹼の「欠陥」性、④

「茶のしづく石鹼」を使用したことによって健康被害を受けた消費者四名が、同石鹼の製造・販売業者三社（株式会社悠香、株式会社フェニックス及び株式会社片山化学工業研究所）に対し、製造物責任法に基づく損害賠償の支払を求めて仙台地方裁判所に提訴した事件が、二〇一七年六月一日に、悠香及びフェニックスと和解成立、片山化学工業研究所に対しては訴え取下げにより終了しました。

茶のしづく被害訴訟和解成立

弁護士 野呂圭

茶のしづく石鹼の主要成分であるグルパール19Sの「欠陥」性、⑤原告らの損害、⑥開発危険の抗弁でした。これらの各争点について、原告らは、各種文献や原告らの陳述書を証拠提出して、主張立証してきました。

同種の訴訟は全国各地でも提起されており、先行する鹿児島地裁など

で和解が成立していたことから、仙台地裁でも鹿児島地裁の和解基準で解決する和解案が裁判所から示され、協議を重ねた結果、和解成立に至りました。

和解により一定の被害回復はできましたが、被害者の中には現在も小麦アレルギーに罹患し、小麦製品を食べることができないなどの制約を受けた生活を余儀なくされている方もいます。被害者の方々の回復と、今後このような被害が発生しないよう製造業者のより一層の安全対策がとられることを望みます。

④ 保険や預貯金に関する取引などに用いられる「定型約款」に関する規定を新設し、約款を契約の内容とする旨表示していたときは、個別の条項について合意をしたものとみなすが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効

くらしに関わる民法改正
二〇二〇年の施行を目指して準備が進められています。ポイントは次のとおりです。

① 「消滅時効」の期間を原則として五年に統一

② 「法定利率」を年3%に引き下げ、市中の金利動向に合わせて変動する仕組みを導入

③ 個人が事業用融資の保証人になろうとする場合、公証人による保証意思確認の手続を経ないでした保証契約は原則無効

⑤ 重度の認知症などにより意思能力を有しないでした法律行為は無効
⑥ 将来債権についても、譲渡や担保設定ができる
⑦ 貸貸借に関して、敷金は貸貸物の返還を受けたときに残額を返還しなければならない、貸借人は通常損耗や経年変化についてまで原状回復の義務を負わない

くらしに関わる民法改正

弁護士 宇部雄介

法律相談のご案内

当事務所では随時法律相談を受け付けております。何かお困りのことがありましたら、お気軽に問い合わせ下さい。
法テラスの震災法律相談（東日本大震災時に法律で定める被災地に住居があった個人の方が利用可能な無料相談、同一案件につき3回まで利用可能、刑事事件・法人は対象外）も受け付けております。
ご相談を希望される場合には、お電話又はホームページのメールフォームからお申し込み下さい。

- 相談料 30分 5,000円(税込)
- 連絡先 022(227)2291
- メールフォーム (24時間受付)

<http://www.s-chuho.com>

仙台中央法律事務所 検索